

## エヌタスTカードポイントサービス取扱規則

### 第1条（本規則の目的）

本規則は、株式会社エヌタス（以下、「当社」といいます。）が発行するエヌタスTカードの機能の一つである第2条第7号で定めるポイントサービスについて、内容と適用条件を定め、利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

### 第2条（用語の定義）

本規則における主な用語の定義は、「エヌタスTカード取扱規則」に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「加盟店」とは、「エヌタスマネー加盟店規則」に定める、エヌタスマネーの取扱加盟店をいいます。
- (2)「ポイント対象交通事業者」とは、別表第1号に定める交通事業者をいいます。
- (3)「利用者」とは、「エヌタスTカード取扱規則」に定める、エヌタスTカードの利用者をいいます。
- (4)「ポイント」とは、「Tポイント」と「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」の総称をいいます。
- (5)「Tポイント」とは、CCCMKホールディングス株式会社（以下、「MKHD」といいます。）の定める「ポイントサービス利用規約」及び「T会員規約」に基づき認定されるポイントプログラム参加企業において貯まり利用できるポイントをいいます。
- (6)「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」とは、「エヌタスTカード取扱規則」に定める、加盟店及びポイント対象交通事業者でのみ貯まり、エヌタスマネーに交換（チャージ）することで利用できるポイントをいいます。
- (7)「ポイントサービス」とは、エヌタスマネー決済により利用者がポイントを貯めたり利用できるサービスをいいます。
- (8)「Tポイントサービス」とは、Tポイントがポイントプログラム参加企業で貯まり利用できるサービスをいいます。
- (9)「エヌタスマネー」とは、「エヌタスTカード取扱規則」に定める、エヌタスTカードに記録された金銭的価値をいいます。
- (10)「エヌタスマネー決済」とは、「エヌタスTカード取扱規則」に定める、各種の代金や運賃等をエヌタスマネーで支払う決済方法をいいます。
- (11)「WEB会員」とは、「エヌタスTカード会員WEBサイト利用規則」に定める、会員WEBサイトで登録を行った利用者をいいます。

### 第3条（適用範囲）

1. ポイントサービスに関する取扱いは、本規則の定めるところによるほか、ポイントサ

ービスのうちTポイントサービスについては、MKHDが発行する「T会員規約」及び「ポイントサービス利用規約」の定めるところによります。

2. 本規則及び本規則に基づいて定められた規定は、法令の改廃や経済情勢の変化又は当社の都合等により、一定の予告期間をおいて改定されることがあります。その場合は、加盟店の店頭等における掲示及びホームページへの掲載により告知します。
3. 本規則が改定された場合は、以後のポイントサービスについての取扱いは、改定された規則の定めるところによります。
4. 本規則に定めのない事項については、「エヌタスTカード取扱規則」及び法令等の定めるところによります。

#### 第4条（ポイントの付与）

1. 加盟店又はポイント対象交通事業者におけるエヌタスマネー決済により、当社所定の基準に従ってポイントが貯まります。
2. 本条第1項によるほか当社又は加盟店若しくはポイント対象交通事業者が実施する施策等により、一定の条件でポイントが貯まります。
3. エヌタスTカードにおける特定のサービス又はキャンペーンにより、一部のエヌタスマネー決済がポイントサービス対象外となる場合があります。
4. ポイントの貯まり方は、記名式エヌタスTカードと無記名式エヌタスTカードで、以下の違いがあります。
  - (1) 記名式エヌタスTカードの場合は、全国のポイントプログラム参加企業で利用できる「Tポイント」が貯まります。（既にお持ちの「Tポイント」があれば合算することもできます。）
  - (2) 無記名式エヌタスTカードの場合は、「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」が貯まります。

「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」は、エヌタスTカード発行毎にMKHDが自動的に振り出すエヌタスTカード限定の口座番号（「Tポイント」とは別の口座番号）に貯まります。
5. 当社、加盟店及びポイント対象交通事業者は、ポイントを付与する条件等を予告なく改定することがあります。

6. ポイントは、当社が管理するセンターに記録・蓄積され、エヌタスTカード利用の2～3日後に「ポイントサービス利用規約」の定めるところにより付与されます。

#### 第5条（ポイントの確認）

1. 保有ポイント数は、所定の機器及び加盟店が発行するレシートで確認できます。  
また、記名式エヌタスTカードの保有Tポイント数は、Tサイト [Tポイント/Tカード] (<http://tsite.jp/>)（以下、「Tサイト」といいます。）でも確認できるほか、WEB会員の場合は会員WEBサイトでも確認できます。  
無記名式エヌタスTカードの保有Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）数は、Tサイト及び会員WEBサイトでは確認できません。
2. 記名式エヌタスTカードの利用におけるTポイントの付与・利用履歴は、前項のTサイトで確認できるほか、WEB会員の場合は会員WEBサイトでも確認できます。  
無記名式エヌタスTカードのTポイント（無記名式エヌタスTカード限定）の付与・利用履歴は、Tサイト及び会員WEBサイトでは確認できません。

#### 第6条（再発行時のポイントの引継ぎ）

紛失・盗難・障害等により記名式エヌタスTカードを再発行する際は、ポイント残高を新たなカードへ引き継げます。（無記名式エヌタスTカードは再発行ができず、仮に無記名式エヌタスTカードを新規発行されても、保有ポイントの引き継ぎはできません。）

#### 第7条（ポイントの利用）

1. 記名式エヌタスTカード
  - (1) 貯まった「Tポイント」は、ポイントプログラム参加企業等で、1ポイント1円で利用できます。
  - (2) 貯まった「Tポイント」は、所定の方法により1ポイント1円でエヌタスマネーに交換（チャージ）できます。
2. 無記名式エヌタスTカード  
貯まった「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」は、所定の方法により1ポイント1円でエヌタスマネーに交換（チャージ）できます。（「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」のままでは利用できません。）  
なお、本規則第10条のエヌタスTカードの記名手続を行っていただくことにより、貯まった「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」は「Tポイント」におま

めされ、ポイントプログラム参加企業等で利用できます。

#### 第8条（ポイント利用条件の変更）

1. ポイントサービスの利用条件（当該サービスの廃止を含みます。）は、事前の予告なく変更する場合があります。利用条件の詳細は、会員WEBサイトでご確認ください。
2. 変更後のポイントサービスの利用条件については、利用者のポイントサービスの利用をもって同意いただいたものとさせていただきます。

#### 第9条（ポイントの交換及び禁止事項）

1. ポイントをエヌタスマネーに交換（チャージ）する場合は、1ポイント単位で交換（チャージ）できます。
2. エヌタスマネーへの交換（チャージ）に際しては、利用者の交換申込みを受け付けた時点の「エヌタスマネー取扱規則」の定めを適用します。
3. 一度エヌタスマネーに交換（チャージ）したポイントは、再びポイントへ交換することはできません。
4. ポイントは、現金には交換（換金）できません。
5. ポイントは、他のポイント又はそれに準じるものとは合算できません。
6. ポイントは、他の利用者へは譲渡できません。

#### 第10条（記名手続後のポイント）

1. 無記名式エヌタスTカードを別途定める記名式エヌタスTカードに変更する手続（以下、「記名手続」といいます。）により、「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」は、全国のポイントプログラム参加企業で利用できる「Tポイント」におまとめされます。
2. 記名手続により、エヌタスTカードの識別子とTカード番号が紐付け登録され、ポイントサービスの利用等により貯まった「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」が、「Tポイント」におまとめされ、ポイントプログラム参加企業等において利用できるようになります。

なお、記名手続き時に「T会員規約」、「ポイントサービス利用規約」に同意いただ

けない場合は、「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」は記名手続後も引き続きエヌタスマネーへのチャージのみの利用となりますので、ご注意ください。

3. 記名手続後の「Tポイント（無記名式エヌタスTカード限定）」については、「ポイントサービス利用規約」の定めが適用されます。

#### 第11条（ポイントの有効期限、失効）

ポイントの有効期限は最終変動日（ポイントを貯める・利用する・交換する）から1年間です。有効期限内に変動（ポイントを貯める・利用する・交換する）があれば、ポイント残高全額の有効期限がその時点から1年間延長されます。有効期限を過ぎたポイントは自動的に失効し、返却は請求できません。

なお、固有の有効期限を設定されたポイントは、その設定された有効期限内に利用がない場合は失効します。

#### 第12条（ポイントサービスの一時停止、ポイントの失効）

1. 利用者が保有するポイントは、以下の場合に一時停止します。
  - (1) ポイントサービスの不正利用が疑われる場合。
  - (2) その他、当社、MKHDが必要と判断した場合。
2. 利用者が保有するポイントは、以下の場合に、それまでに貯まった累計ポイント、及び新たに付与されるポイントともすべて無効となり失効します。
  - (1) 「エヌタスTカード取扱規則第22条（無効となる場合）」に定める事由に該当した場合。
  - (2) 「エヌタスTカード取扱規則第27条（エヌタスTカードの払戻し）」に基づきエヌタスTカードの未使用残額を払い戻す場合。
  - (3) ポイントサービスの不正利用が確認された場合。
  - (4) その他、当社、MKHDが必要と判断した場合。
3. 本規則第10条の記名手続後のポイントサービスの一時停止・ポイントの失効については「ポイントサービス利用規約」が適用されます。
4. 偽造・変造等により不正に作成されたポイントは使用できません。

#### 第13条（ポイントの訂正）

当社は、次の場合は、利用者が保有するポイントを訂正できるものとします。

- (1) 利用者が、当社が定めた方法以外で、又は法令に違反して、不正にポイントを手入

した場合。

- (2) 利用者が、本規則又は別に定めた各種規則に違反した場合。
- (3) 当社若しくは加盟店又はポイント対象交通事業者が、錯誤によりポイントを付与した場合。
- (4) 第4条に従って付与されたポイント数と齟齬がある場合。
- (5) その他、当社がポイントを訂正することが適切であると判断した場合。

#### 第14条（返品・払戻し時の処理）

利用者が、ポイント付与の対象となった商品・サービス等の購入・申込直後に、返品・払戻し等を請求する場合は、当該ポイントが付与されたエヌタスTカード、及び当該購入・申込に係るレシートを提示しなければなりません。その場合は、返品・払戻しに伴って、購入・申込時に付与したポイントを取り消します。

#### 第15条（制限又は停止）

1. 当社は、以下の場合は、一部又は全ての加盟店・ポイント対象交通事業者におけるエヌタスTカードの取扱いを制限又は停止することがあります。
  - (1) 火災・停電・通信異常・コンピュータシステム異常・天災・戦争・暴動等の不可抗力により、エヌタスTカードの取扱いが困難であると当社が認めた場合。
  - (2) 定期又は緊急のコンピュータシステム保守等、やむを得ない事情によりエヌタスTカードの取扱い制限又は停止が必要であると当社が判断した場合。
  - (3) その他、当社がエヌタスTカードの取扱い制限又は停止が必要と判断した場合。
2. 前項に基づく取扱い制限又は停止によって発生した損害・不利益等について、当社並びに加盟店及びポイント対象交通事業者はその責めを負いません。

#### 第16条（免責事項）

1. エヌタスTカードの破損、エヌタスマネー端末機や車載器等の障害、運営上の都合により、やむを得ずエヌタスTカードが利用できないことによって、当該利用に対するポイントが付与できない場合も、当社並びに加盟店及びポイント対象交通事業者はその責めを負いません。
2. その他本規則に基づく取扱いによって発生した損害及び不利益等について、当社又は加盟店若しくは交通事業者の故意又は重過失による場合を除き、当社並びに加盟店及びポイント対象交通事業者はその責めを負いません。
3. 本規則上の当社及び加盟店並びに交通事業者の責任を免責する規定に関わらず、消費

者契約法その他の理由により当社又は加盟店若しくは交通事業者が損害賠償責任を負う場合は、本規則に含まれる免責規定は適用されません。また、当社又は加盟店若しくは交通事業者が会員の損害を賠償する場合の当該損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に発生した損害（付随的損害、間接損害、特別損害及び逸失利益は含まれません。）に限定されます。

お客さまお問い合わせ先

● エヌタスTカードに関するポイントサービスについて

● 本利用規則の内容について

株式会社エヌタス : 095(895)7556

● Tカード、Tポイントサービスについて

Tカードサポートセンター

WEB : お問い合わせフォーム <https://tsite.jp/contact>

#### 【別表】

第1号 ポイント対象 交通事業者	・長崎自動車株式会社 ・さいかい交通株式会社
------------------------	---------------------------

#### 附則1

この規則は、2019年9月16日から実施します。

この規則は、2020年7月1日から実施します。

この規則は、2021年6月1日から実施します。

この規則は、2022年7月1日から実施します。

この規則は、2023年4月1日から実施します。

この規則は、2023年12月25日から実施します。